令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業のうち 米の付加価値向上・流通合理化支援に係る第2次公募要領

第1 総則

令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業のうち米の付加価値向上・流通合理化 支援(以下「本事業」という。)に係る公募の実施については、この要領に定めるも のとします。

第2 趣旨

本事業は、多様な消費者・実需者ニーズに適応するため、米の生産から消費に至るまでの情報を連携するスマート・オコメ・チェーンを活用した米の付加価値向上・流通合理化に資する取組及び米の付加価値を高める情報に関する調査・検証等に要する経費を支援します。

第3 事業内容

本事業の実施に当たっては、稲作農業の体質強化総合対策事業実施要領別記2米の付加価値向上・流通合理化支援(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、スマート・オコメ・チェーンを活用した米の付加価値向上・流通合理化に資する米の流通・販売に関する実態調査等を行うものとします。

第4 応募の要件

本事業に応募できる者は、米の流通・販売に関する知見、流通などにおけるIT等の先端技術の動向やその利活用に関する知見を有し、かつ、次の要件を全て満たすものとします。

なお、応募に当たっては、「スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム」の動き を参考にしてください。

参考 URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/okomechain.html

- 1 民間団体等(民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、認可法人、特殊法人、学校法人及び協議会をいう。)であって、本事業を行う具体的計画を策定し、及び本事業を的確に実施することができる能力を有していること。
- 2 主たる事務所又は事務局及び代表者の定めがあること。
- 3 補助事業の適切な執行体制(事業の執行管理、補助対象経費に係る経理及び事務処理能力をいう。)を有していること。
- 4 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めがあること。
- 5 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 6 新規に設立される団体においては、交付申請時までに、上記1から5までが準備されること。
- 7 法人等の役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員でないこと。

- 8 協議会(事業化共同体(コンソーシアム)を含む。)の場合は、上記1から7までに加え、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 生産者、食品流通業者、運送事業者、食品小売事業者等が構成員として参画していること。
 - (2)全ての構成員の同意を得た規約書又は全ての構成員が交わした協定書若しくは契約締結書等をあらかじめ作成していること。
 - (3) 構成員の中から代表者又は代表団体が選定されており、当該代表者又は当該代表団体が補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。

第5 補助対象経費の範囲

本事業の補助対象経費は、別表に掲げるとおりであって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとします。 応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

また、所要額に補助事業に要する人件費(補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当)を計上する場合は、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定してください。

なお、所要額については、円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために雇用した者に 支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経 費(雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費(実施要領に定める場合を除く。)
- 5 補助対象経費に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地 方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れ に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律 第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得 た金額をいう。)。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が 明らかでない事業実施主体については、この限りでない。
- 6 その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金の額は、1補助事業者当たり8,315千円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要となる経費を定額で補助します。

なお、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することが あります。

第8 補助事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

応募者は次に掲げる申請書類を作成し、提出していただきます。

- (1) 本事業に係る課題提案書(様式第1号)
- (2) 応募者の概要(様式第2号)
- (3) 事業実施計画書(様式第3-1号)、経費内訳書(様式第3-2号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項(様式第4号)
- (5) その他添付資料(別紙)
- 2 申請書類の提出期限、提出先
 - (1) 提出期限

令和6年10月24日(木曜日)午後5時(必着)

(2) 提出先・問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水產省農產局穀物課 米麦流通加工対策室 米流通改善班

TEL:03-6744-2184 (内線 4772)

メールアドレス:okomechain2021☆maff.go.jp (☆を半角@に変えてください。)

3 申請書類の提出に当たっての留意事項等

作成に当たっては、第3の各号に掲げる事業内容等を参照の上、第10の3に掲げる審査基準及び以下の事項に御注意ください。

- (1) 申請書類の作成に当たり使用する言語は日本語とします。
- (2) 1に掲げる申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (3) 提出した申請書類は、原則として差替えは不可とします。
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (5) 第4に規定する要件を満たさない者が提出した申請書類は、無効とします。
- (6) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりません。
- (7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (8) 申請書類の提出の方法は、原則として電子メールとします。 そのほか郵送、宅配便(バイク便を含む。)とし、やむを得ない場合には、持 参も可としますが、FAXによる提出は受け付けません。
- (9) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (10) 電子メールで提出する場合は、件名を「令和6年度稲作農業の体質強化総合対策事業のうち米の付加価値向上・流通合理化支援に係る申請書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し送付してください。また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7Mb以下としてください。なお、複数の電子メールとなる場合は、件名の「応募者名」を「応募者名・その○」(○は連番)としてください。

またメール送付後は速やかにメール到着の有無を提出先に電話で確認してください。

(11) 紙で提出する場合は、一つの封筒に、書類一式(1の(1)から(5)までに掲げる資料を一つにつづったもの2部)を入れて提出してください。封筒表には、

「令和6年度米の付加価値向上・流通合理化支援に係る申請書類在中」と朱書きしてください。

- (12) 提出された申請書類については、採択、不採択にかかわらず返却はいたしませんので御了承ください。
- (13) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、第 10 の規定による選定に係る事務以外には無断で使用いたしません。
- (14) 問合せは、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く。) の午前 10 時から午後 5 時(正午から午後 1 時までを除く。) とします。

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、以下に掲げるとおり、事業担当課等において書類確認等を行った後、選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補者(以下「補助金交付候補者」という。)を選定するものとします。

なお、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても秘密保持の遵守が義務付けられています。

1 補助金交付候補者の選定の手順

補助金交付者の選定は、以下の手順により実施されます。

(1) 事業担当課等による書類確認

事業担当課等において、第4に規定する要件及び申請書類の内容について確認し、 必要に応じて問合せをさせていただきます。

(2) 選定審査委員会による審査

選定審査委員会において、3の審査基準等に基づき審査を実施し、予算の範囲 内において、得点が高い者を選定します。

また必要に応じて、応募者からの応募内容等の説明、審査委員からの応募内容に対する質問等を行うヒアリングを実施し、その結果を審査に用います。

ヒアリングを実施する場合は、有効な書類を提出した者に対して公募期間終了後1週間以内にヒアリングへの出席を要請します。なお、特段の事由なく出席されなかった場合は、審査にあたって不利となることがありますので御注意ください。また、ヒアリングへの出席に必要となった旅費等の費用は、応募者負担とさせていただきます。

(3) 農産局長による補助金交付候補者の決定

農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を決定します。

2 選定審査委員会による審査の観点

審査に当たっては、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果、 行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

- 3 選定審査委員会による審査の基準
 - (1)事業実施主体の適格性に係る審査は、以下の項目について実施するものとします。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第 17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、 当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者、間接補助事業者等については、 本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとし ます。

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等
- (2) 事業内容及び実施方法に係る審査は、以下の項目について実施するものとします。
 - ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
 - ② 実施方法の効率性
 - ③ 経費配分の適正性
- (3) 事業の効果に係る審査は、以下の項目について実施するものとします。
 - ① 期待される成果
 - ② 波及効果

4 審査結果の通知

農産局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を決定した後、 応募者全員に対し、補助金交付候補者となった旨又はならなかった旨をそれぞれ通知 します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

第10の4の規定により通知を受けた補助金交付候補者は、稲作農業の体質強化総合対策事業補助金等交付等要綱(令和5年3月31日付け4農産第5422号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)第7及び実施要領第5の規定に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画書及び交付申請書(以下「申請書等」という。)を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定の通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正を求めることがあります。

第12 重複申請等の制限

農林水産省や他省庁において実施する他の事業に対し、同一の提案内容で申請を行っている場合、申請段階(補助金交付候補者として選定されていない段階)で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請の内容や他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第13 事業実施主体の責務等

本事業の補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を遵守していただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、交付等要綱及び実施要領(以下「要綱等」という。)を遵守し、 事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進に当たっての全ての責任を負っ ていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理(預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等をい う。以下同じ。)を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金適正化法、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号) 及び農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に基づき、 適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理については、他の事業等と区分した上で、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者(学生を除く。)に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 国は、事業実施主体に対し、本事業を実施している間、所期の目的が達成されるよう、事業を実施する上で必要な指導・助言等を行うこと。また、事業実施主体は、必要に応じて事業の進捗状況を確認することを目的とした調査(現地調査を含む。)のための、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を行うこと。
- (4) (3) の調査の結果によっては、補助事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求める、又は補助金の交付を中止することがあること。

3 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権等の知的財産に係る権利(以下「特許権等」という。)が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様とします。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度、遅滞なく農林水産省に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後において、事業実施主体及び本事業の一部を 受託する団体は、本事業により取得した特許権等について、その全部又は一部 を国以外の本事業の第三者に譲渡する場合には、事前に農林水産省と協議して 承諾を得ること。
- (5) 事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における特許権等の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。
- 4 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、報告のあった事業成果については公表できるものとし、公表に当たっては、あらかじめ、農林水産省から、事業実施主体に対し、当該成果を公表する旨を連絡することとします。

また、事業成果については、広く普及・啓発に努めていただくこととします。

ただし、新聞、図書、雑誌論文等において事業成果を発表するに当たっては、本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記することとし、発表した資料等についてはできる限り速やかに農林水産省に提出してください。

5 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第14 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ(ホーム > 申請・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL

http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html)に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

第15 その他留意事項

- 1 本事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての 証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管する 必要があります。
- 3 補助金交付候補者として選定された団体であっても、国からの補助金交付決定の 通知以前に発生した経費については、補助対象経費となりませんので留意願います。

別表

11] 11X			
費目	細目	内 容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等の	
		会場費として支払われる経費	
	会場設営費	事業を実施するために直接必要な会議等の会	
		場設営費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運	・切手は、物品受払簿で
		搬費(梱包代含む。)等の経費	管理すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の	
		印刷及び製本に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考	
	. I . el	文献に係る経費	
	広告・宣伝費	事業を実施するために直接必要なポスタ	
		ー・チラシ等の作成・配布、広告掲載、情報	
		発信(学術誌等への掲載、事業の案内、成果	
		の発信等)に係る経費	
	データ収集・	事業を実施するために直接必要なデータの収	
	処理·分析費	集・処理・分析に係る経費	
	備品費	事業を実施するために直接必要な試験・調	・取得単価が50万円以上
		査・実証備品等の購入並びにこれらの据え付	の機器及び器具につい
		け等に必要な経費	ては、見積もり(該当
			する設備備品を1社し
			か扱っていない場合を
			除き原則3社以上)を
			徴収すること。
			・耐用年数を経過するま
			では、事業実施主体に
			よる善良な管理者の注
			意義務をもって当該設
			備品を管理する体制が
			整っていること。
			・当該備品を別の者に管
			理させる場合は、使
			用・管理についての契
			約を交わすこと。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームペー	
		ジ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次に掲げ	・消耗品は物品受払簿で
		る経費	管理すること。
		・短期間(補助事業実施期間内) 又は一度の	
		使用によって消費されその効用を失う少額	
		(3万円未満)な物品の経費	
		・CD-ROM 等の少額(3万円未満)の記	
		録媒体	
		・試験等に用いる少額(3万円未満)の器具	
		等	
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な検討会、	・旅費の根拠になる資料
		調査等における外部委員、調査補助員に旅費	を添付すること。
		として支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な補助事業者	・旅費の根拠になる資料

	等が行う資料収集、各種試験・調査・実証、会 議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の 実施に必要な経費	を添付すること
謝金	事業を実施するために直接必要な検討会等 について協力を得た外部委員に対する謝礼に 必要な経費	・謝金の単価の設定根拠 となる資料を添付する こと。 ・協議会の構成員に対す る謝金は認めない。
人件費	事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費	・人件費の積算根拠となる資料を添付すること。 ・補助事業等の実施に要の第二代について(平登の第二代について(22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて第一ではある。 ・謝金の支払対象者に対してある。 ・謝金の支払対象者に対めない。
賃金	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日給又は時間給)	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したこと。 ・補助事業等の実施に要する人件費の適正化についてによるものとする。
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査・実証の実施、取りまとめ等)を第三者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業費の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
役務費 試験・分析費	事業を実施するために直接必要な分析、試験、設計、試作、翻訳等に係る経費	

		事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、試作、翻訳等に係る経費	
雑役務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の 振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契 約書に貼付するための印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たな直接雇用した 者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した 者に支払う通勤の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2. 事業の完了時において補助事業に要した経費を確定できない場合
- 3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入又はリース・レンタルの場合